

平成23年度青森県造林補助事業標準単価表（人工造林）

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けたもの
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
- 3 1現場が0.1ha以上であること（水田跡地の場合には0.05ha以上）

【標準単価】

- 1 補助対象苗木及び植栽本数（ha当たり）

樹種名	植栽本数
スギ	2,000 ～ 3,000
アカマツ	3,000以上
クロマツ	3,000以上
カラマツ	2,000 ～ 3,000
ヒバ	2,000 ～ 3,000
アオダモ	2,000 ～ 3,000
トチノキ	2,000 ～ 3,000
ブナ	2,000 ～ 3,000

樹種名	植栽本数
サクラ	2,000 ～ 3,000
イタヤカエデ	2,000 ～ 3,000
エンジュ	2,000 ～ 3,000
カツラ	2,000 ～ 3,000
ケヤキ	2,000 ～ 3,000
クリ	2,000 ～ 3,000
ナラ	2,000 ～ 3,000

- 2 標準単価（スギをha当たり3,000本植栽した場合）（単位：円/ha）

現地条件	標準単価
植栽地が笹竹	880,220
植栽地が草・かや	729,720

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

平成23年度青森県造林補助事業標準単価表（樹下植栽）

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けたもの
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 上層木がⅢ齢級以上であること（長期育成循環整備にあってはⅩ齢級以上）

【標準単価】

1 補助対象苗木及び植栽本数（ha当たり）

樹種名	植栽本数
スギ	300 ～ 3,000
アカマツ	300 ～ 3,000
クロマツ	300 ～ 3,000
カラマツ	300 ～ 3,000
ヒバ	300 ～ 3,000
アオダモ	300 ～ 3,000
トチノキ	300 ～ 3,000
ブナ	300 ～ 3,000

樹種名	植栽本数
サクラ	300 ～ 3,000
イタヤカエデ	300 ～ 3,000
エンジュ	300 ～ 3,000
カツラ	300 ～ 3,000
ケヤキ	300 ～ 3,000
クリ	300 ～ 3,000
ナラ	300 ～ 3,000

2 標準単価(ヒバをha当たり1,500本を植栽した場合) (単位:円/ha)

現地条件	標準単価
植栽地が笹竹	853,370
植栽地が草・かや	770,590

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

平成23年度青森県造林補助事業標準単価表（下刈）

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けたもの
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 単層林として植栽したものについてはⅡ齢級以下
- 5 複層林（又は長期育成循環施業）として植栽した場合にはⅤ齢級以下
- 6 複層林（又は長期育成循環施業）として植栽せずに天然更新ものについてはⅧ齢級以下

【標準単価】

(単位:円/ha)

区 分	下 刈 種 別	標 準 単 価
単 層 林	1 回 目	88,200
複 層 林	1 回 目	70,560

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

平成23年度青森県造林補助事業標準単価表（枝打ち）

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けたもの
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 単層林として植栽した場合にはⅥ齢級以下（植栽しない（天然更新）場合には補助対象外）
- 5 複層林の場合は、上層木がⅩⅡ齢級以下で間伐と一体的に行う（下層木も補助対象）
- 5 複層林の場合は、上層木がⅩⅧ齢級以下で更新伐と一体的に行う（下層木も補助対象）
- 6 2.0mの幅（高さ）を枝打ちすること
- 8 8.0mを上限とすること

【標準単価】

(単位:円/ha)			(単位:円/ha)	
区分	種別	標準単価	区分	標準単価
単層林	2.0m以下	113,305	複層林	113,305
	2.0~4.0m以下	126,420		126,420
	4.0m超え	136,740		136,740

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

平成23年度青森県造林補助事業標準単価表（除伐）

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けたもの
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 下刈りが終了したV齢級以下（広葉樹はXⅡ齢級）の林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰
- 5 不良木淘汰の伐採率は20%以上、ただし、不用木除去のみの場合は原則として不用木全てを除去

【標準単価】

(単位:円/ha)

区 分	種 別	標 準 単 価
単 層 林	刈払機使用	96,941
単 層 林	チェーンソー使用	133,908

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

平成23年度青森県造林補助事業標準単価表（間伐）

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けたもの
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
- (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 1申請ごとに1集約化実施計画あたり5ha以上かつ平均10m³/ha以上搬出
- 5 不良木淘汰の伐採率は20%以上
- 6 適切な密度管理を目的としてXⅡ齢級以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積

【標準単価】

(単位:円/ha)

区分	種別	定性標準単価	列状標準単価
間伐	10m ³ ～20m ³	108,910	101,590
	20m ³ ～30m ³	146,500	134,190
	30m ³ ～40m ³	184,090	167,040
	40m ³ ～50m ³	221,670	199,910
	50m ³ ～60m ³	259,260	232,500
	60m ³ ～70m ³	296,850	265,360
	70m ³ ～80m ³	334,430	297,950
	80m ³ ～90m ³	372,020	330,810
	90m ³ ～100m ³	409,610	363,670

- ※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。
- 2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

平成23年度青森県造林補助事業標準単価表（更新伐）

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けたもの
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 1申請ごとに1集約化実施計画あたり5ha以上かつ平均10m³/ha以上搬出
- 5 不良木淘汰の伐採率は20%以上
- 6 人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広葉樹林化の促進又は天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として18齢級以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積

【標準単価】

(単位:円/ha)

区分	種別	標準単価
更新伐	10m ³ ～20m ³	93,740
	20m ³ ～30m ³	131,330
	30m ³ ～40m ³	168,920
	40m ³ ～50m ³	206,500
	50m ³ ～60m ³	244,090
	60m ³ ～70m ³	281,680
	70m ³ ～80m ³	319,260
	80m ³ ～90m ³	356,850
	90m ³ ～100m ³	394,440

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。